

## 令和5年定例第4回市議会会議録(第4日)

令和5年12月19日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	13番	中 尾 眞智子
6番	奥 菌 由美子	14番	中 島 一 博
7番	吉 原 政 宏	15番	宮 本 五 市
8番	古 賀 義 教	16番	牛 嶋 利 三

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	高野志乃扶
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	企画振興課長	村越公貞
副市長	三重野直美	秘書広報課長	久保井千代
教育長	待鳥博人	健康づくり課長	田中聡美
総務部長	西山俊英	福祉課長兼福祉事務所副所長	松尾郁代
保健福祉部長兼福祉事務所長	盛田勝徳	学校教育課長	末吉建
市民部長兼市民課長	松尾和久	農林水産課長	坂本生治
環境経済部長	木村勝幸	商工観光課長	猿本邦博
建設都市部長	松尾武喜	上下水道課長	前原俊也
教育部長	藤吉裕治	税務課長	河野浩士
消防長	北嶋俊治	税務課市民税係長	熊川政史
総務課長	平川貞雄	市民課住民係記録担当係長	大石由美子
財政課長	大坪康春		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 認定第3号 令和4年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第4号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第5号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第6号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- (5) 認定第7号 令和4年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
  - (6) 議案第52号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (7) 議案第53号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (8) 議案第54号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (9) 議案第55号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - (10) 議案第56号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - (11) 議案第58号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第5号）
  - (12) 議案第59号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - (13) 議案第60号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - (14) 議案第61号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
  - (15) 議案第62号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - (16) 議案第63号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - (17) 議案第64号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第6号）
  - (18) 請願第8号 国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書
  - (19) タブレット活用特別委員会の設置について
  - (20) 閉会中の継続調査の申出について
  - (21) 議員派遣の件
- (追加日程)
- (1) 発議第4号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

---

午前 9 時 30 分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1～第 5 認定第 3 号～認定第 7 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 認定第 3 号 令和 4 年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、  
日程第 5. 認定第 7 号 令和 4 年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 5 件を一括議題といたします。

本 5 件につきましては、決算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員会報告を求めてまいります。前原決算審査特別委員会委員長お願いいたします。

○決算審査特別委員長（前原武美君）（登壇）

おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第 3 号 令和 4 年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 7 号 令和 4 年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 5 件であります。

審査の方法については、14 名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと実質執行結果はどうであったか、期待された行政効果が達成されたかなど、当該年度限りではなく、将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重な審査を行いました。

本特別委員会の開催は、12 月 4 日、8 日、18 日の 3 日間、分科会は 12 月 12 日、13 日、14 日の 3 日間にわたって開催、分科会では、それぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議等では、全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、令和 4 年度歳入決算額 24,800,657,690 円、歳出決算額 23,972,595,593 円で、歳入歳出差引額は 828,062,097 円、実質収支は 679,933,997 円の黒字となっております。

なお、一般会計の基金総額は 10,209,222,670 円、市債総額は 27,893,388,445 円となっております。

一般会計と 4 特別会計を合わせた歳入合計額は 36,455,996,518 円、歳出合計額は 35,189,578,082

円、歳入歳出差引額は1,266,418,436円、実質収支は1,118,290,336円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘があったものについて、特に重要であると思われるものについて申し上げます。

まず、全体的事項として、決算の状況及び決算審査特別委員会の指摘事項を踏まえ、適正な予算編成に努めること。

予算の執行に当たっては、不用額の減少に努め、引き続き最小の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、一般会計について申し上げます。

税の徴収については努力が認められるが、今後も不公平が生じないよう取組を続けること。ふるさと納税については、国の法改正に準じながら、さらなる返礼品の充実に努めること。

コミュニティバスを含む公共交通対策については、効率的・効果的な改善を図り、利便性の向上に努めること。

自動運転実証運行業務については、これまでの利用状況を踏まえ、今後の運用を慎重に検討すること。

民生委員児童委員が活動しやすい環境を整えること。

障がいがある方への生活支援の中で、食生活支援を充実すること。

子育て中の親子が気軽に集える環境づくりに努めること。

有害鳥獣による農作物被害防止のため、効果的な対策を実施すること。また、地域と協力して、駆除員の増員・育成を図ること。

6次産業化については、引き続き商品化に向けて積極的に推進すること。

関係機関と連携して宿泊型観光等の充実に努め、観光客の誘客を図ること。

定住促進住宅山川団地の入居者増加に向けた方策を検討し、定住促進を図ること。

空き家所有者に対して、解体助成制度の周知、空き家バンクへの登録依頼を積極的に行い、空き家対策に取り組むこと。

学校現場の諸問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーと適応指導教室さくらや関係機関との連携を強化し、児童・生徒への支援をさらに進めること。

学校給食費の助成については、物価高騰による食材費への影響と子育て支援策の両面から検討すること。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

地域支援事業の充実を図るため、推進体制を整備すること。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び指摘事項について申し上げましたが、委員会としては、認定第3号 令和4年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号 令和4年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。

なお、質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡潔明瞭に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、認定第3号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、認定第3号 令和4年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第4号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり決定をされました。

次に、認定第5号について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第5号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第6号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第7号 令和4年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定をされました。

#### 日程第6 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 議案第52号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第52号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、今年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告を受け、国において関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をするものです。

具体的には、期末手当の年間3.3か月を0.1か月引き上げ、年間3.4か月に改定するものです。



委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第52号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第7 議案第53号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第7. 議案第53号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）**

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第53号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、今年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告を受け、国において関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をするものです。

具体的には、議案第52号と同様、期末手当の年間3.3か月を0.1か月引き上げ、年間3.4か月に改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第53号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第8 議案第54号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第8．議案第54号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。  
吉原総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）**

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第54号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、今年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告を受け、国において関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をするものです。

改正の主な内容は、人事院勧告に基づき、本年4月1日に遡って給料表を改定するとともに、期末手当について、年間2.4月であったものを0.05か月引き上げ、年間2.45月に、勤勉手当について、年間2か月であったものを0.05か月分引き上げ、年間2.05か月とするもので、これに伴い、期末・勤勉手当の支給月数は年間4.4か月から年間4.5か月とするもので、給料表の改定は令和5年4月1日から、期末・勤勉手当の引上げは令和5年12月1日からそれぞれ適用するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第9 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第55号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第55号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、会計年度任用職員への給与等について、国家公務員の給与に準じ適正化を図るほか、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったことから、関係する条例の改正をするものです。

改正の主な内容は、第1条で給料表の改定を行うほか、第2条以下については、育児休業中の職員で、基準日以前6月以内に勤務した期間がある会計年度任用職員及び公営企業会計の会計年度任用職員について、勤勉手当の支給対象とするよう改正を行うものです。

給料表の改定は令和6年1月から、勤勉手当の支給については令和6年4月からそれぞれ適用するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第10 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第56号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第56号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月14日に藤吉教育部長、末吉学校教育課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づき、中学校での少人数学級を推進するため、任期を定めて採用している教職員の給与等について、福岡県の人

事委員会勧告に準じ、条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第56号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

#### 日程第11 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第58号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第58号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決をされました。

#### 日程第12 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第59号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第59号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決をされました。

#### 日程第13 議案第60号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第60号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第60号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決をされました。

#### 日程第14 議案第61号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第61号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第61号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決をされました。

#### 日程第15 議案第62号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第62号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めましておはようございます。議案第62号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第62号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。



本件は、令和5年度税制改正において講じられた国民健康保険の産前産後保険料免除制度が令和6年1月に施行されることから、条例を改正するものでございます。

この保険料免除制度については、厚生年金、国民年金及び健康保険では、既に同様の措置が講じられており、子育て世帯のさらなる経済的負担軽減及び次世代育成支援を図るため、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割及び所得割保険税を免除するものでございます。

新旧対照表の次に改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（牛嶋利三君）**

起立多数であります。よって、議案第62号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

#### 日程第16 議案第63号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第63号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第63号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号が施行されることにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、施行期日が令和6年3月1日とされたことに伴い、みやま市手数料条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、戸籍情報連携システムを利用して、行政機関が全国の戸籍情報を確認可能となることが予定されており、その際は、戸籍電子証明書提供用識別符号を提示することにより戸籍証明書の添付が不要となるものであります。

これにより、戸籍窓口では令和6年3月以降、この戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が開始されます。

また、今回の改正により、本籍地以外の市町村でも戸籍証明書が取得できるようになる広域交付等も開始されるものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

手数料条例、これについてちょっと1点だけお聞かせ願いたいと思います。

これは料金の変更等があるかないかということだけでもいいですので、教えていただきたいと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

松尾市民部長兼市民課長。

**○市民部長兼市民課長（松尾和久君）**

上津原議員さんの御質問にお答えいたします。

今回、手数料条例の見直しということで御提案いたしております。

それで、今回、新しくできる制度の分がありまして、先ほど市長から御説明があったように、この戸籍電子証明書提供用識別符号という新しい証明書が発行されることとなります。それが新しくなる部分になっておりまして、現在、普通の一般的な紙の戸籍の証明書は450円とかなっている分が、この電子のほうのやつは400円と、50円引いた分になってまいりまして、また、除籍証明書につきましては750円が700円ということで、新しい証明書の手数料を今回提案させていただいております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第63号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原案のとおり可決をされました。

#### 日程第17 議案第64号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第64号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第64号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書25ページからでございます。

令和5年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算にそれぞれ17,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,101,369千円といたしております。

まず、28ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、年度内に事業完了が見込めない飲食店等支援事業につきまして、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

31ページをお願いします。

15款2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて支援を行うための交付金で、歳出予算と連動し、14,809千円を計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

引き続き、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

34ページをお願いいたします。

3款1項1目. 社会福祉施設等物価高騰対策支援金5,409千円は、物価高騰の影響を受けている市所管の介護・障がい福祉サービス事業所に対し、光熱費、食材料費等の上昇分相当額を追加支援するものでございます。

続いて、35ページをお願いします。

3款2項2目の保育所等物価高騰対策事業費補助金800千円は、物価高騰等の影響を受け

ている保育所等に対し、追加支給するものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

7款1項2目の飲食店等支援事業補助金8,400千円は、物価高騰の影響を受けている市内飲食店等において、個人消費を喚起し、地域経済の回復・活性化を支援するため、デジタル地域通貨 みやまん・コインを活用した飲食店及び市内タクシー限定のプレミアム付チケットを販売するものでございます。

なお、詳細な内容については、37ページ以降の資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番瀬口健君。

**○12番（瀬口 健君）**

国からの交付金ですね、これは今対象者を言われましたが、国からこういうものに支援をしてくださいという指定があったのかどうかということ、それが1つと、そういう中で飲食店支援事業、これは個人消費のためということでございますが、ここは個人的な市民のことを考えると、もっと飲食店以外もあったんじゃないかなというふうに思いますが、そういうことはどういうふうにお考えだったのか。それから、以前、各家庭に3千円の支給をされておりますが、そういう全世帯向けというのはお考えにならなかったのかと。

これは物価高騰、物価高騰と言われて、一番困っておるのは、それは事業所もそうでしょうが、個人個人の各家庭なんですよ。もういろんな方とお話しすると、私たちは1つもこういう援助がありませんとかいうレベルの方たちが非常に多い。そういう声を多く聞きますが、前回は私言いましたけど、事業者、事業者、これはもちろんそうで、いいわけですが、もっと何といたしますか、これは言い方は悪いですが、日の当たらんといいますか、こういうことによって全然、恩恵というとも失礼ですけど、そういう方たちへの目というのは向かんのかどうかと。

もう事業所、事業者、もちろんこういう介護施設とか、そういう施設に対しての補助、もちろんこれを否定するわけじゃ毛頭ございませんが、今申し上げた質問に対してお答えいただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

1 問目の、まず国からの指定がこの交付金はあるのかというのを私のほうから御説明させていただきたいと思います。

国のほうからは推奨事業メニューということで、8つの事業メニューがもう示されております。その中については、エネルギー、食品等の物価高騰に伴う低所得者の支援とか、あと子育て関係の支援とか、8つのメニューが示されておるところでございます。それに基づいて、今回は3つ追加で補正を出しておるところでございます。

ただし、その8つ以外でも、地域の実情に応じてどうしても必要だという場合は国のほうに申請を出して支援ができるというふうに制度上はなっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

瀬口議員さんの今回、商工観光課が出しております飲食店支援事業の件についてでございますが、これまで瀬口議員さんのほうから議会の中でも御意見をいただいたことがございますが、今回、商工観光課としましては、事業者支援の観点から、今回冷え込んだ、特に忘年会並びに新年会等があり、飲食業界が冷え込んでおると。そういった状況で、このみやま・コインを活用しまして、食を通してみやま市に活気をつけようという形で提案させていただいています。

あわせて、タクシーにつきましても、本市の大事な二次交通機関として、燃油高騰でダメージ等を受けておられるという観点から、特に事業者支援の観点から商工観光課としては提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

それでは、全世帯への支援、または日が当たらない方への支援、そういったところについ

てはどうかということでございますけれども、この交付金の限度額が105,000千円程度ございます。今回は14,000千円、15,000千円ぐらい使わせていただいているわけです。残りが91,000千円ぐらいございます。予定といたしましては、3月議会の中でこれは事業繰越しができるというふうなことも決定しておりますものですから、3月議会の中で当初予算及びこの分の補正予算を合わせながら、今、議員がおっしゃったようなことも重々内容を検討しながら、一番効果的なものは何なのかというふうなところを重々検討してまいって、また予算計上させていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

12番瀬口健君。

**○12番（瀬口 健君）**

ありがとうございます。物価高騰で事業者を支援するというのも、これはさっき言いましたように重要なことをございましょうが、物価高騰といえ一番困っているのは各世帯ですね。燃料費の高騰とか云々あって、事業者だけにやっていただいておりますが、例えば、ガソリンを入れるとは各家庭ですね。そういうところにも目をよく向けていただかんと、低所得者といってもぎりぎりのラインのところの方たちは非常に困っておるわけですたいね。ちょっと僅かな差でうちは支援がなかったという御意見を皆さんがお聞きしよんなはっじゃろうと思いますけど、そういう方たちに今までほとんどあつとらんとですよ、私、何遍もこの議会で言いますけどね。ようやく税金の大坪課長、ちょっとやっていただいたことがあるんですが、こういう国からの交付税で事業をやって、今8つの項目があつたんですけど、それをみやま市で、例えば、4つ、5つに分けていただいて、支給をやりよると。

そういう中で、例えば4つ分けられて、低所得者、子育て云々とあると、4つのうち3つも重なっておる人もおらっしゃる、これはもう御存じだろうと。そこら辺の分析をよくしていただいて、こういうことについては、今さっき言いましたように、幅広く支援していただくようなことを考えていただきたいと。部長が最後おっしゃつたんですけど、次はよく検討しますということでございますので、それを信用したいと思っておりますが、そういうふうな方法というのは市長いかがですかね。私が今申し上げたような方法というのはどげんですかね。みやま市民を少しでも活性化すると、みやま市を活性化するというようなことで、国からの交付金が来ておると。この交付金についての御意見を私は言いよるわけですが、今の件について市長はどういうふうなお考えですかね。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

瀬口議員さんの御質問にお答えします。

瀬口議員さんの御意見等も考慮しながら、部長が申しあげましたように効果的な財政運営を、また、支援等も考えてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

十分考慮いただいて、できるだけ幅広く、事業者はもちろん重要なことです。いろんな介護施設とか、そういう施設も重要なことです。保育所あたりもですね。そういうのをよく分析をしながらひとつやっていただきたいというふうに思っております。部長は、一言言わんちゃよかですか。それで、私はもう3回で終わりますが。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

もう総じた話を申し上げますけど、やはりこれから先の行政というのは、いろんな市民の皆様ニーズが多岐にわたっておるし、そういったものを補完していくということが最大の、やはりこれから先の行政の課題になってくるかなと思っております。

住民サービスの多様化をどう市役所、この本体が全庁的に考えて、市民の皆さんたちがどの階層の皆さんたちも満足度が上がるような行政サービス、そういったものをしていくことは、今後の市政の課題でもあろうというふうに思っておりますので、邁進してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めてまいります。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第64号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は45分からでよかですね。45分から大丈夫ですか。はい。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じて、会議を再開してまいりたいと思います。

日程第18 請願第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 請願第8号 国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による救済対象の拡大、並びに

石綿建材の除去費用等の助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長報告を求めてまいります。中尾文教厚生常任委員会委員長お願いいたします。

**○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）**

それでは、文教厚生常任委員長報告をいたします。

請願第8号 国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月14日に田中健康づくり課長及び関係係長の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、建設業従事者のアスベスト被害について、現行の給付金制度に石綿建材製造企業による補償の措置と、同給付金法による救済対象の拡大並びに石綿建材除去費用等に対する助成制度を確立するため、国の関係機関に対し意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第8号 国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書につきましては、委員長報告のとおり採択をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じまして、会議を再開してまいります。

ここでお諮りをいたします。発議第4号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書を日程に追加して、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第1 発議第4号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第4号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。牛嶋議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（牛嶋晋治君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、提出議員の説明を求めてまいります。13番中尾眞智子君お願いいたします。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、発議第4号の提案理由を説明いたします。

発議第4号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第8号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、発議第4号は会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決をされました。

#### 日程第19 タブレット活用特別委員会の設置について

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. タブレット活用特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会運営委員会等の効率化、ペーパーレス化推進のためのタブレット端末活用の調査・研究を行うため、6名の委員で構成するタブレット活用特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、1番諸富正也君、3番黒田清隆君、4番河野一仁君、5番森弘子君、6番奥菌由美子君、14番中島一博君、以上6名の諸君を指名いたします。

#### 日程第20 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、皆さん方のお手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまでの閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

#### 日程第21 議員派遣の件

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定によりまして、

お手元にお配りをいたしましたとおりに議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、そのように議員を派遣することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和5年定例第4回市議会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会副議長 前原 武美

みやま市議会仮議長 宮本 五市

みやま市議会議員 吉原 政宏

みやま市議会議員 古賀 義教